

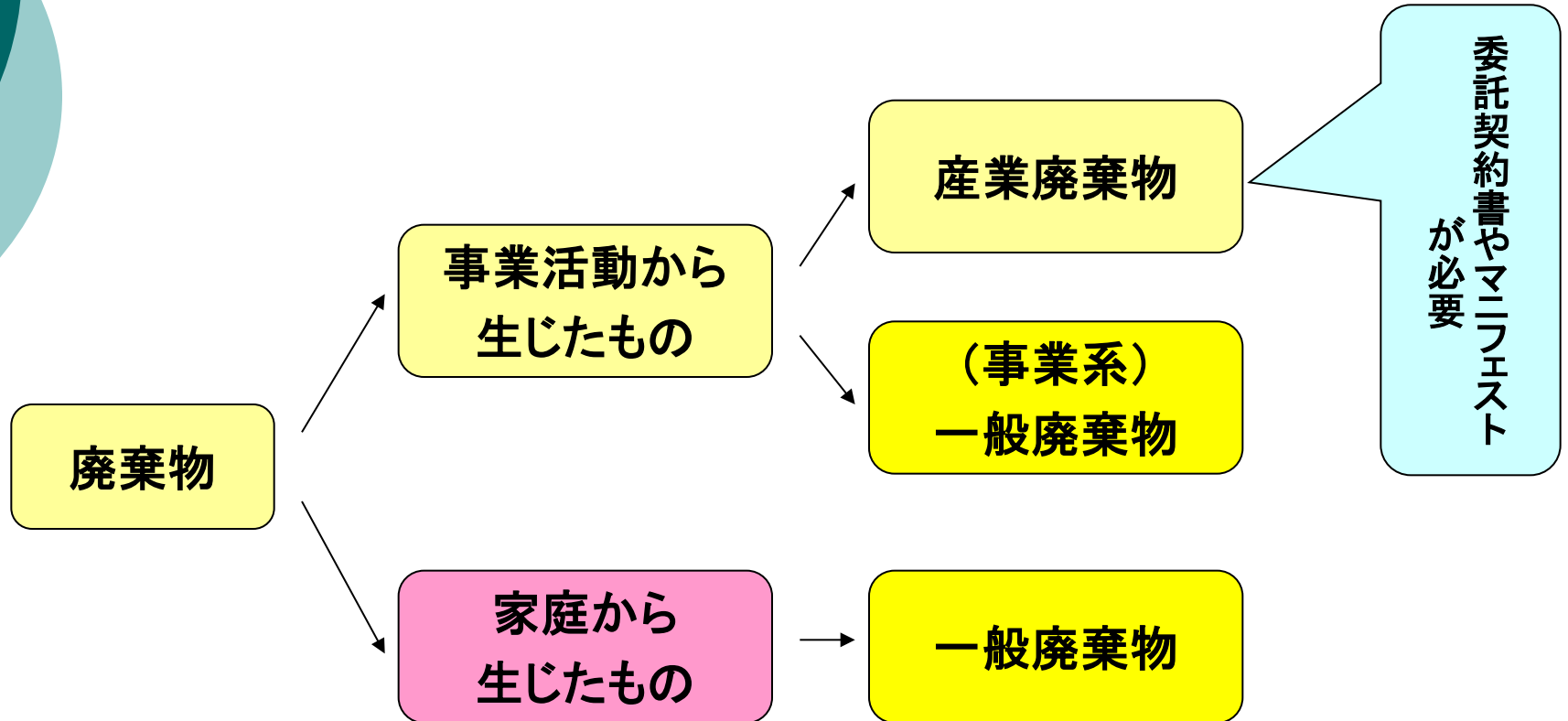
産業廃棄物の適正処理 について

愛知県環境部資源循環推進課

本日本話すること

- 1 廃棄物とは
- 2 適正処理に向けた取組
- 3 排出事業者の責務
- 4 委託契約とマニフェスト
- 5 マニフェスト交付等状況報告
- 6 まとめ

廃棄物の分類



産業廃棄物と一般廃棄物

○産業廃棄物とは

事業活動に伴って排出される、がれき類、汚泥、廃プラスチック類、紙くず等20種類

【事業活動とは】

製造業や建設業、オフィス、商店等の商業活動、学校等を含めた広義な概念

○一般廃棄物とは

産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から排出される生ごみや粗大ごみ等市町村の廃棄物処理計画に従い、収集・運搬、処分

産業廃棄物(特定の事業活動に伴うもの)

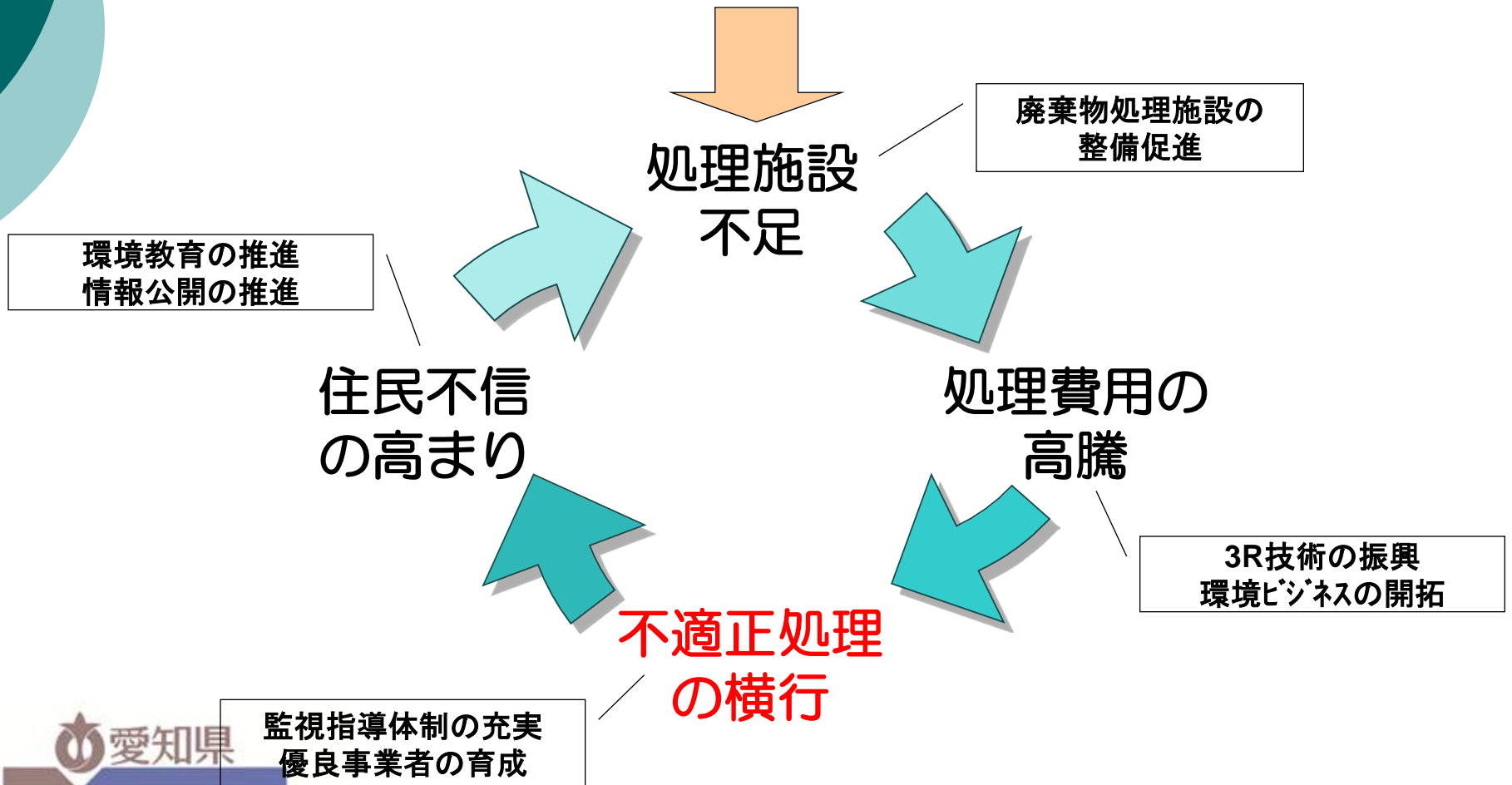
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、家畜ふん尿、家畜の死体

(例) 製紙工場から排出される紙くずや食品製造業から排出される動植物性残さは産業廃棄物になるが、商店や病院等から排出される紙くずやレストラン・飲食店から排出される残飯類は一般廃棄物(事業系一般廃棄物)となる。

■ 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物の区分にかかわらず、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

産廃問題の悪循環

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会



愛知県における不法投棄等 不適正処理防止への規制的取組

1 不法投棄等監視体制の強化・充実

- ・県庁、各事務所に**監視指導班12班**の設置
- ・夜間(平日及び休日)の監視を**民間警備会社**に委託

2 愛知県産業廃棄物不適正処理に係る**行政処分要綱**の運用

- ・悪質な法令違反者に対する**厳正な対応**

3 **電子マニフェスト**の普及促進

- ・産業廃棄物処理過程の**透明化**

愛知県における廃棄物適正 処理への誘導的取組

- 1 **産業廃棄物税**を活用した3Rの促進
 - ・ あいちエコタウンプランの推進
- 2 「**廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**」
の**施行**
 - ・ 土地所有者の管理責任の明確化
 - ・ 委託先の処理業者の実地による確認義務
- 3 公共関与による**新たな最終処分場**の整備推進
 - ・ 衣浦港3号地に容量521万m³の広域処分場の整備

排出事業者の責務

■ 処理責任

事業活動で発生した産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

■ 委託基準の遵守

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、委託基準に従わなければならない。

■ 委託した場合の最終処分までの注意義務

発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるよう努めなければならない。

22年の法改正により、排出事業者が処理を委託する場合、その産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めることが義務付けられた。

産業廃棄物処理の委託

■処理の委託先

- ・産業廃棄物収集運搬業者(運搬の委託)
- ・産業廃棄物処分業者(処分の委託)

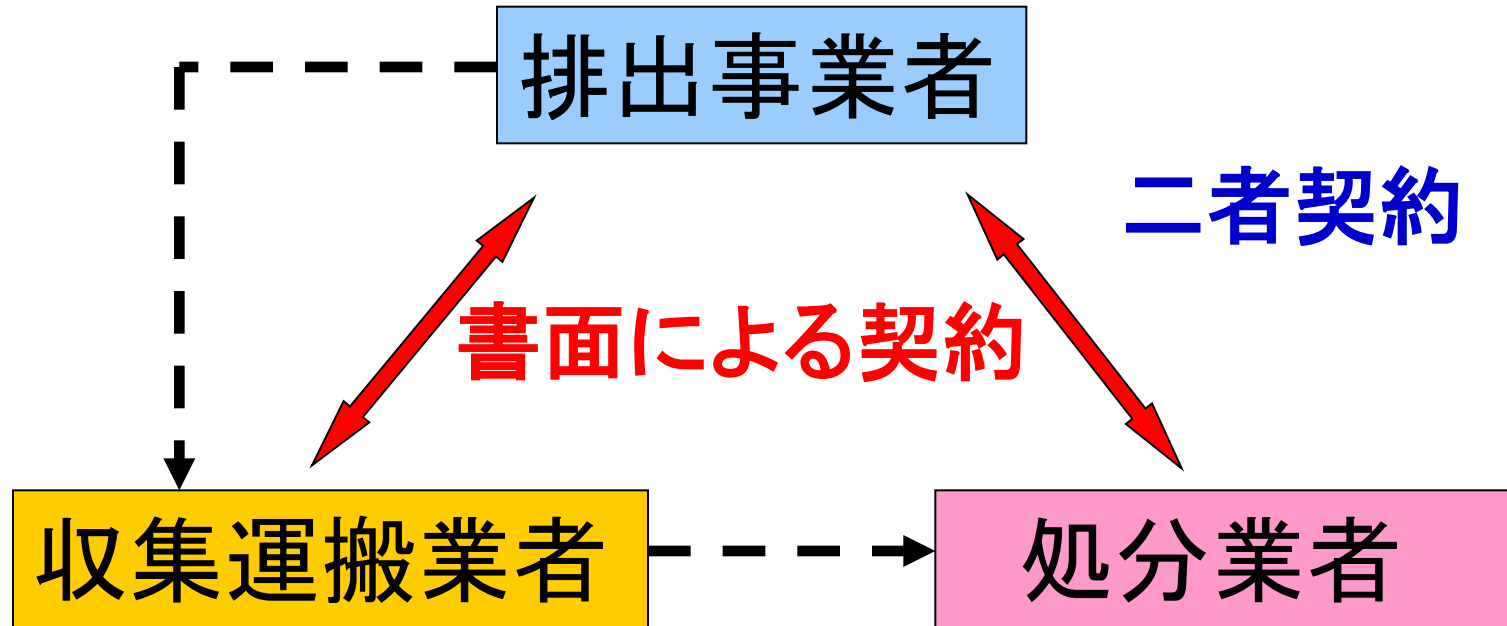
■産業廃棄物処理委託基準



委託基準に違反して委託

5年以下の懲役又は1千万円以下の
罰金などの罰則が適用

委託契約



-----> 廃棄物の流れ

委託契約の手順

- 産業廃棄物と処理業者の処理方法の確認
- 業の区分
- 収集運搬業者の許可を受けている区域
- 品目についての許可の有無
- 処分委託の場合、処理能力の確認
- 許可期限

委託契約書は、契約期間終了日から5年間保存

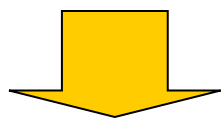
処理が困難になった時の対応

- 再委託
- 再委託は原則禁止。やむを得ず再委託する場合は、あらかじめ排出事業者の承諾を得るとともに再委託基準の遵守
- 処理が困難になった場合の委託者への通知
- 施設の破損・事故(火災)
- 事業の範囲の縮小
- 停止命令等の行政処分
- (困難通知)

10日以内にその旨を委託者に通知(5年間の保存)が必要
再委託を前提とした委託契約は認めていない

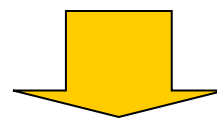
委託契約とマニフェストの関係

■委託契約



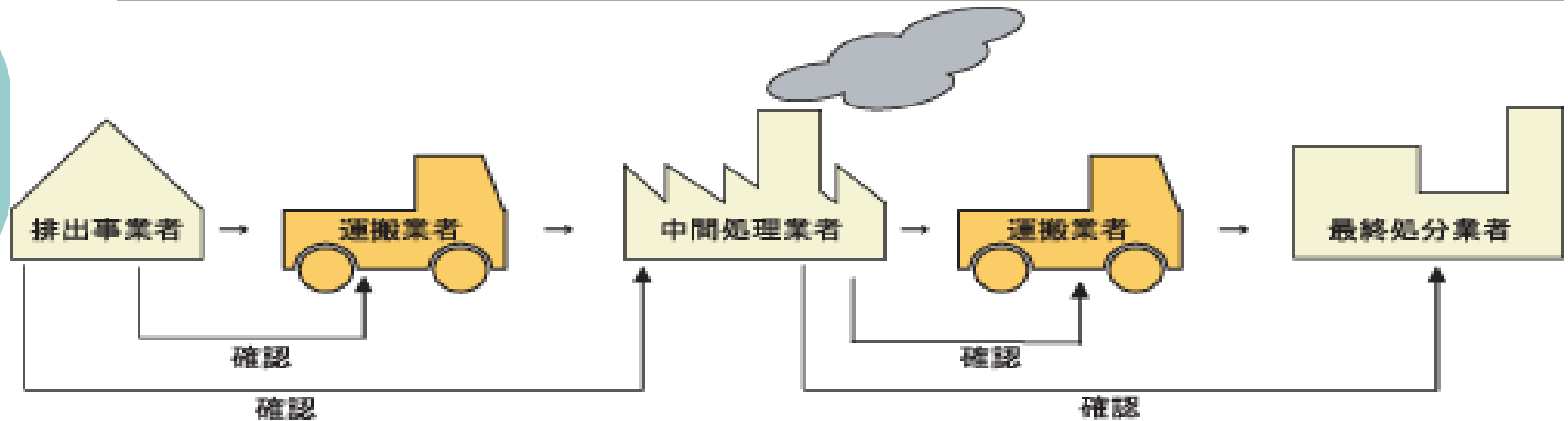
書面化することで、
排出事業者の**処理
責任の徹底**を図る。

■マニフェスト



委託契約書どおり
の**適正処理を確保**
する。

処理委託時の実地確認



委託後は、1年に1回以上確認

(平成22年改正)

**優良産業廃棄物処理認定業者との処理委託については
現地の確認は不要**

適正な処理料金での委託

- 安価過ぎないか。
- 処理費用の内訳を提示可能か。
- 内容に具体性があるか。
- 他業者と比較したか。
- 実地確認したか。
- 再資源化を選択したか。
- 支払いは契約履行後に。
(マニフェストの返送で確認)

マニフェスト制度の仕組み

- 処理を委託する際、種類、数量、荷姿、運搬受託者名等を記載したマニフェストの交付
- 廃棄物が処理されたことのチェック
- 排出事業者の廃棄物の処理の状況の把握や管理
- 不適正処理や不法投棄の未然防止
- 中間処理の依頼場合は、最終処分の終了までの確認

紙マニフェストについては5年間の保存の義務

紙マニフェストの流れ

交付(廃棄物引取時)

7枚複写の伝票(A~E)に必要事項を記入し収集運搬業者に渡す。

回付(運搬終了時)

- 収集運搬業者は、B1、B2、C1、C2、D及びE票に運搬終了日を記入し中間処理業者に渡す。
- 中間処理業者は、B1~E表の処分の受託欄に社名等記入・押印しB1とB2票を収集運搬業者に返す。

送付(運搬報告書)

- 収集運搬業者は、B1票は自分の控え。運搬終了後10日以内にB2票を排出事業者に戻す。

送付(処分終了後)


- 中間処理業者は、処分終了後C1、C2、D、及びE票に処分終了日を記入し、C1票を自分の控えとし、処分終了後C2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者に戻送する。
- 中間処理業者は、2次マニフェストのE票を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認のうえ、1次マニフェストのE票を排出事業者に戻送する。

排出事業者は、紙マニフェストのA票、B2票、D票、E票を5年間保存

マニフェストの確認

○ 排出事業者の確認

紙マニフェストの場合

A表  B2、D、E票

指示どおり処理されたか否かの確認

電子マニフェストの場合

情報処理センターから情報により、

運搬終了、中間処理、最終処分の確認

マニフェストが返送されない場合

マニフェストの返送されない時の措置

マニフェストの公布日からB2及びD票について90日、E票については180日を過ぎても返送されない場合

- 運搬又は処分の状況の把握
 - 生活環境の保全上の支障の除去等
 - 次の事項を記載した書面を知事に提出
 - (措置内容等報告書) 30日以内
- ①廃棄物の種類、数量 ②受託者の氏名、名称、住所 ③マニフェストの交付番号、交付年月日 ④把握した運搬又は処分の状況及びその把握方法 ⑤生活環境の保全上の支障の除去又は発生のために行った措置

マニフェストに関する措置命令と罰則

○マニフェストに係る義務を実施していない 排出事業者

マニフェストの不交付、虚偽記載、報告義務違反、保存義務違反などをした場合

刑事処分(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

○不適正処理が行われた場合

都道府県から措置命令を受けることがある。

措置命令に従わない場合は、刑事処分(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこの併科に処せられます。

違反行為

○投棄禁止

法で、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないと規定。
不法投棄された場合、生活環境の保全上の支障が大きい。

不法投棄の罰則は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、法人に対して3億円以下の罰金等が課せられる。

○焼却禁止

法で、焼却禁止の例外を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと規定。

焼却禁止の例外

- 廃棄物処理基準に従って行う場合
- 公益上又は社会慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして、施行令で定める方法による場合

マニフェスト交付状況報告

廃棄物処理法省令改正
(平成18年7月26日付け)



適用猶予を解除

マニフェスト交付状況の報告が
平成20年度から義務化

■対象事業者: **すべての紙マニフェスト交付者**
(排出事業者、2次マニフェストを交付する処理業者)

■報告期限: **毎年6月30日までに前年度の実績**
を報告。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

愛知県知事殿
（政令市長）

報告者
住所
氏名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業種			業種コード			
事業場の所在地						電話番号			担当者名			
番号	廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票 の交付 枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所		処分受託者の 許可番号	処分 コード	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
	コード					コード	コード					
1												
2												
3												
4												

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

電子マニフェスト利用の場合

- 電子マニフェストを利用している場合は、**マニフェスト交付状況報告やマニフェストの保存の必要がありません。**

(ただし、特別管理産業廃棄物を排出する排出事業者は、帳簿の備え付け、記載及び保存義務がある。)

- **県・政令市への報告は、情報処理センター**((財)日本産業廃棄物処理振興センター)**から電子情報として報告**されます。

電子マニフェストの特徴と 導入のメリット

■ 特 徴

電子マニフェストはIT化のメリットである
「情報共有」と「情報伝達の効率化」
を活用して、情報管理の合理化を推進

■ 導入のメリット

- ① 事務処理の効率化
- ② 法令遵守（コンプライアンス）
- ③ データの透明性

まとめ

- 産業廃棄物の排出は、ゼロにはならない
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、委託契約とマニフェストの利用
- 平成20年度からマニフェスト交付等状況報告が義務化